

第 5350 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 11月 16日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 特定公社債の特定口座への受入れ

**Q**：平成28年から公社債等を特定口座に受入れ可能になるとのことですが、どういうことですか？

**A**：税制改正に伴い、特定公社債等の受入れが可能になります。

### 【解説】

平成28年1月から、公社債は特定公社債と特定公社債以外の公社債に、そして公社債投資信託等は公募公社債投資信託等と私募公社債投資信託等に区別されますが、いずれも利子、配当、譲渡益については20%の申告分離課税扱いになります。

その関係から、特定公社債と公募公社債投資信託等(特定公社債等)については、特定口座に受入れが可能となり、そして、上場株式等との損益通算や譲渡損失が生じた場合には、3年間の繰越控除ができることとなっています。

特定口座に受け入れることができるのは、原則として、特定口座を通じて取得したものに限られますが、平成27年までに取得したものについては一定の手続きにより、特定口座に受入れすることができる経過措置が講じられています。

特定口座に受け入れず一般口座のままにしておくと、特定口座にある上場株式等の譲渡損益との損益通算をする場合は、確定申告をしなければなりませんので注意してください。

